



共發檢書冊

稽德編

二十三

冊數	冊數	冊數	冊數	冊數	冊數	冊數	冊數	冊數	冊數
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

280  
7  
1A-23



徳林編卷三  
八月十九年  
八月 點 査 章

子 越中守源重賢宣紀の弟子及宗孝長

子 天享四年 村を移す此後宣宗豊後三

郡乃内教て之松尾忠房を領し後信小殿

倚涼任し明和年在道隆村女小侍任

治元九三十九年天保五年十月其方卒去年六

十八歳の別館芝の白浪屋小町里し松浪屋次

いり 浪屋連守十因



一 寛延元年の夏初て入国し終ひて冬に平定  
及のちを治めしき降くと自ら書くは之をせよと  
牙のナケ小

流津流津小取斗て平定先代小の趣の事  
心約つて交遊年まるとも世に事とせし難道  
後身を信ずらんは故人の標置しつと降  
我も骨ふさふ又と後世の依根思願より  
の中より此の正道と見たりつと降を角  
私決の筋さうとせし事あるも解は違ひ加

東方の天迷惑ふ及ひしは東方の天は信はた  
是漸あくる所切を降一我も骨ふさふ  
降はは後世に事とせしと志なきと云ふ  
今の子はたすは子孫に遺る事とせし  
是家の中は困窮候を我も骨ふさふとせし  
五の貴賤一和の法とせしと降をさす  
事

是は我意と立控と降一切を奪ひし事降の  
降は戒めたりと降はいさしと降は降

古名諸君平の書信をとりしは下乃信也  
能くふくみしは乃目引くしをよめ諸君  
信じて石原の事なりしを

一 同段致多河をよと同一なるをんをい  
五山ありしは職掌と國が賢惠のちあし  
見えををのつ世其妻と成りしをわてむ  
陵頭のみしをすしの家なりしと思ふ  
寛文三年八月の日記の郡代はすつ。親土  
を語りあかて信者なりし曰

五中<sup>一</sup>度郡をいしは治才双方程とる  
郡村乃風候をまじし遠ひてふは候  
郡村は一統の見合し、治才乃は乃抄方

中井の事

言はれは又中傳する事ありしは  
治才乃は後少中乃<sup>一</sup>後進とて河原を  
治才乃は<sup>一</sup>治才乃は<sup>一</sup>治才乃は<sup>一</sup>治才乃は<sup>一</sup>  
治才乃は<sup>一</sup>治才乃は<sup>一</sup>治才乃は<sup>一</sup>治才乃は<sup>一</sup>  
治才乃は<sup>一</sup>治才乃は<sup>一</sup>治才乃は<sup>一</sup>治才乃は<sup>一</sup>  
治才乃は<sup>一</sup>治才乃は<sup>一</sup>治才乃は<sup>一</sup>治才乃は<sup>一</sup>

此後一任方之任知不列馬以著、此書有之者  
之故、後復之、此書有之者、中使有之者  
此書之故、遊身宮在彼方、此書有之者、  
之故、此書有之者、

八月

此書

一 壬午風俗、今以不宣、下彼、執中、内不宣、後  
之、此書有之者、定有、此書有之者、此書有之者、  
下、此書有之者、改、此書有之者、

白、此書有之者、此書有之者、此書有之者、  
此、此書有之者、此書有之者、此書有之者、  
少、此書有之者、

一 郡、此書有之者、此書有之者、此書有之者、  
寫、此書有之者、此書有之者、此書有之者、  
方、此書有之者、此書有之者、此書有之者、  
執、此書有之者、此書有之者、此書有之者、  
之、此書有之者、

但、此書有之者、此書有之者、此書有之者、

中流下

一 事を忘れず好む方々を信じて配  
て申指す事世流の道義人等の前より(美  
子)

以上

丈氏を那方而多し他世の初め村長は海江  
多しつれまういよく而して一に邪やとる

哉

一 世園にて因を乱園する者も穿鑿後と存して若

すは流の右に鐵をうらまひ申す道に居るは  
勢を離くこいなきありと流を力あるは後  
たりの後するは右園のやうにふるそ殺に官  
者を殺してふらひ生(山)天宮乃思れお  
過る事やせめて下流とて人侍も申してこ  
司をせしめ寶曆九年平定権左衛門村上(市)  
不侍と命くたはる是よりして流推(推私)  
かして平定(山)のみがむらとのかり申す  
此推(市)平定といふ者持ふは平定より或世の因

白然病りては上より病の葺科小支をくも  
とて根を考へては春を忘るは首をくも  
寤りては不控を命に思ひぬは因の罪せし  
うらみを踏くは之をくもはまの好罪  
門首をくもは係事地之屋者をくもは控命  
思ふ子細をくもはたかあわしめては不控をくも  
夫より三年斗をくもて果て首衆のくも  
初の因を命助の相くもは控五郎をくも  
よき人皆感へりては是にて君の人のくもは

一 卷小高所の新のゆく

一 新規の寺社建立停はありはあつたのゆ

内中と堅く底を小沙法をこれとては

かゝりて寺院のくもは出まるとは

寶曆三年四月有日此名に更ては寺のくも

傳詳はくも

五中小店は坊のくもは成少は是を

及法は是を修預はくもは

有、條猶又たは

一 依頼寺中住持進、以光成在吾前、

住持川崎、降、其成中無不若、

坊之事

右、一、傳一、代、住持、以光成、跡、入、其、後、繼

叶、少、事、從後住持、寺、有、行

一 宗宗寺通寺、右、在、寺、中、下、少、事、之、之、繼、

寺、跡、以、中、住、持、在、以、汝、住、持、坊、之、事、

右、元、祿、十、五、年、寺、社、在、末、汝、之、由、何、方、通、

書、也、之、也、住、持、在、末、汝、寺、亮、上、座、と、光、成、

持、交、自、持、之、當、社、敷、之、立、門、院、と、有、之、内、院、

寺、跡、を、唱、名、在、吾、國、不、座、の、到、右、傳、一、代、

之、不、在、川、拂、之、住、持、少、事、敷、之、汝、後、繼、

為、之、也、之、當、及、少、事、為、汝、之、住、持、一、代、と、

之、也、以、光、成、跡、入、其、後、繼、付、也、

住、持、内、住、持、不、汝、之、之、當、之、其、後、繼、住、持、在、

右、於、之、居、室、坐、坐、坐、七、日、上、住、持、之、且、又、其、後、

以、後、居、室、妻、子、之、不、及、中、部、而、女、住、持、之、也、

其、日、起、在、廣、之、傳、為、所、住、持、之、事、母、持、之、



新立之石之良由り古達寺之遊歴  
改法名十年

一 在申之石之社堂之堂守り坊之  
石堂之寺號佛堂中佛壇之石佛  
法名之佛堂中下方之佛堂之藏書坊  
之之事

右之社内若之堂坊之遠隔り之石堂  
佛堂之社内之佛堂之石佛堂之  
之也也之石佛堂之石佛堂之

一 元禄年中改之書名之改之之改之  
菴堂之様(五中)之居居之坊之之事

右之石堂之佛堂之事

右之條之支配之者之石堂之改之書名由來

之書名之五月十日之限不候之様可也

右之條之石堂之改之之石堂之改之

佛堂之石佛堂之石佛堂之石佛堂之

支配之者之石佛堂之石佛堂之石佛堂之

支配之者之石佛堂之石佛堂之石佛堂之

新て今迄<sup>迄</sup>透死<sup>透死</sup>老武百人金也武也武也  
師<sup>師</sup>房<sup>房</sup>之<sup>之</sup>今<sup>今</sup>男<sup>男</sup>六<sup>六</sup>十<sup>十</sup>人<sup>人</sup>奈<sup>奈</sup>便<sup>便</sup>信<sup>信</sup>之<sup>之</sup>身<sup>身</sup>也<sup>也</sup>  
限<sup>限</sup>有<sup>有</sup>し<sup>し</sup>沙<sup>沙</sup>江<sup>江</sup>せ<sup>せ</sup>く<sup>く</sup>還<sup>還</sup>依<sup>依</sup>て<sup>て</sup>卷<sup>卷</sup>兵<sup>兵</sup>不<sup>不</sup>成<sup>成</sup>之<sup>之</sup>  
多<sup>多</sup>く<sup>く</sup>の<sup>の</sup>哉<sup>哉</sup>

一 礼<sup>礼</sup>の<sup>の</sup>首<sup>首</sup>早<sup>早</sup>を<sup>を</sup>口<sup>口</sup>の<sup>の</sup>と<sup>と</sup>の<sup>の</sup>恭<sup>恭</sup>して<sup>して</sup>礼<sup>礼</sup>を<sup>を</sup>ん<sup>ん</sup>は  
い<sup>い</sup>ふ<sup>ふ</sup>を<sup>を</sup>く<sup>く</sup>て<sup>て</sup>一<sup>一</sup>度<sup>度</sup>の<sup>の</sup>ひ<sup>ひ</sup>も<sup>も</sup>り<sup>り</sup>行<sup>行</sup>は<sup>は</sup>ん<sup>ん</sup>と<sup>と</sup>  
相<sup>相</sup>習<sup>習</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>一<sup>一</sup>度<sup>度</sup>三<sup>三</sup>年<sup>年</sup>有<sup>有</sup>目<sup>目</sup>十<sup>十</sup>行<sup>行</sup>一<sup>一</sup>も<sup>も</sup>も<sup>も</sup>り<sup>り</sup>  
あり

山<sup>山</sup>後<sup>後</sup>世<sup>世</sup>に<sup>に</sup>亦<sup>亦</sup>監<sup>監</sup>由<sup>由</sup>又<sup>又</sup>は<sup>は</sup>山<sup>山</sup>に<sup>に</sup>さ<sup>さ</sup>る<sup>る</sup>く<sup>く</sup>一<sup>一</sup>度<sup>度</sup>解<sup>解</sup>出<sup>出</sup>す<sup>す</sup>

面<sup>面</sup>に<sup>に</sup>座<sup>座</sup>席<sup>席</sup>又<sup>又</sup>は<sup>は</sup>後<sup>後</sup>方<sup>方</sup>對<sup>對</sup>面<sup>面</sup>の<sup>の</sup>好<sup>好</sup>遊<sup>遊</sup>也<sup>也</sup>  
思<sup>思</sup>存<sup>存</sup>と<sup>と</sup>依<sup>依</sup>六<sup>六</sup>自<sup>自</sup>然<sup>然</sup>と<sup>と</sup>流<sup>流</sup>る<sup>る</sup>男<sup>男</sup>女<sup>女</sup>風<sup>風</sup>俗<sup>俗</sup>と<sup>と</sup>ま<sup>ま</sup>  
越<sup>越</sup>して<sup>して</sup>一<sup>一</sup>年<sup>年</sup>と<sup>と</sup>無<sup>無</sup>り<sup>り</sup>亦<sup>亦</sup>む<sup>む</sup>人<sup>人</sup>少<sup>少</sup>なり<sup>り</sup>尚<sup>尚</sup>俗<sup>俗</sup>程<sup>程</sup>  
く<sup>く</sup>古<sup>古</sup>風<sup>風</sup>也<sup>也</sup>有<sup>有</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>一<sup>一</sup>礼<sup>礼</sup>と<sup>と</sup>神<sup>神</sup>意<sup>意</sup>と<sup>と</sup>す<sup>す</sup>  
有<sup>有</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>是<sup>是</sup>を<sup>を</sup>致<sup>致</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>中<sup>中</sup>振<sup>振</sup>不<sup>不</sup>偏<sup>偏</sup>十<sup>十</sup>分<sup>分</sup>の<sup>の</sup>意<sup>意</sup>を<sup>を</sup>  
無<sup>無</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>一<sup>一</sup>度<sup>度</sup>水<sup>水</sup>を<sup>を</sup>分<sup>分</sup>ち<sup>ち</sup>て<sup>て</sup>少<sup>少</sup>く<sup>く</sup>振<sup>振</sup>去<sup>去</sup>る<sup>る</sup>方<sup>方</sup>監<sup>監</sup>西<sup>西</sup>  
及<sup>及</sup>中<sup>中</sup>に<sup>に</sup>少<sup>少</sup>事<sup>事</sup>

一 家<sup>家</sup>中<sup>中</sup>之<sup>之</sup>の<sup>の</sup>中<sup>中</sup>快<sup>快</sup>思<sup>思</sup>ひ<sup>ひ</sup>く<sup>く</sup>が<sup>が</sup>一<sup>一</sup>定<sup>定</sup>な<sup>な</sup>り<sup>り</sup>  
若<sup>若</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>家<sup>家</sup>内<sup>内</sup>の<sup>の</sup>以<sup>以</sup>文<sup>文</sup>武<sup>武</sup>儀<sup>儀</sup>の<sup>の</sup>士<sup>士</sup>徒<sup>徒</sup>等<sup>等</sup>を<sup>を</sup>中<sup>中</sup>

授けらるる左援隊綱より 初てこゝの文章  
何う又<sup>公</sup>此事の消り糸用ひ成文字の是れ分て  
うらみ分をいふは<sup>公</sup>と云へり 初て<sup>公</sup>  
る中<sup>公</sup>ふ人<sup>公</sup>と魚<sup>公</sup>ひつ連<sup>公</sup>を<sup>公</sup>辱<sup>公</sup>てを<sup>公</sup>ふ<sup>公</sup>  
と<sup>公</sup>の<sup>公</sup>り

一 和氣が自殺せし志苦より 子孫を渡さる  
されりし不<sup>公</sup>君<sup>公</sup>便<sup>公</sup>と思<sup>公</sup>なり 室曆<sup>公</sup>年  
命<sup>公</sup>の<sup>公</sup>り<sup>公</sup>有<sup>公</sup>り 之<sup>公</sup>を<sup>公</sup>君<sup>公</sup>に<sup>公</sup>行<sup>公</sup>て<sup>公</sup>御<sup>公</sup>  
知<sup>公</sup>し<sup>公</sup>し<sup>公</sup>相<sup>公</sup>云

礼<sup>公</sup>の<sup>公</sup>自<sup>公</sup>殺<sup>公</sup>は<sup>公</sup>跡<sup>公</sup>因<sup>公</sup>に<sup>公</sup>右<sup>公</sup>候<sup>公</sup>を<sup>公</sup>御<sup>公</sup>に<sup>公</sup>事<sup>公</sup>  
少<sup>公</sup>候<sup>公</sup>年<sup>公</sup>竟<sup>公</sup>病<sup>公</sup>卒<sup>公</sup>の<sup>公</sup>候<sup>公</sup>に<sup>公</sup>以<sup>公</sup>後<sup>公</sup>跡<sup>公</sup>自<sup>公</sup>に<sup>公</sup>候<sup>公</sup>  
江<sup>公</sup>信<sup>公</sup>行<sup>公</sup>右<sup>公</sup>事<sup>公</sup>

但右自殺は良難也 始末をいふは<sup>公</sup>病<sup>公</sup>  
始<sup>公</sup>末<sup>公</sup>を<sup>公</sup>御<sup>公</sup>に<sup>公</sup>事<sup>公</sup>

滅<sup>公</sup>ぶ<sup>公</sup>家<sup>公</sup>血<sup>公</sup>更<sup>公</sup>る<sup>公</sup>者<sup>公</sup>乃<sup>公</sup>病<sup>公</sup>死<sup>公</sup>に<sup>公</sup>候<sup>公</sup>に<sup>公</sup>世<sup>公</sup>終<sup>公</sup>  
自<sup>公</sup>殺<sup>公</sup>せ<sup>公</sup>跡<sup>公</sup>は<sup>公</sup>考<sup>公</sup>る<sup>公</sup>に<sup>公</sup>不<sup>公</sup>難<sup>公</sup>也<sup>公</sup>と<sup>公</sup>云<sup>公</sup>は<sup>公</sup>  
取<sup>公</sup>願<sup>公</sup>之<sup>公</sup>没<sup>公</sup>収<sup>公</sup>せ<sup>公</sup>れて<sup>公</sup>一<sup>公</sup>隊<sup>公</sup>方<sup>公</sup>を<sup>公</sup>身<sup>公</sup>と<sup>公</sup>打<sup>公</sup>ん<sup>公</sup>  
い<sup>公</sup>ま<sup>公</sup>う<sup>公</sup>の<sup>公</sup>不<sup>公</sup>け<sup>公</sup>也<sup>公</sup>也<sup>公</sup>始<sup>公</sup>末<sup>公</sup>を<sup>公</sup>御<sup>公</sup>に<sup>公</sup>事<sup>公</sup>

よりて、隊不幸ありて、人並小変ありて  
行末目も及なむ、者今迄才といくむ、  
それ小子、孫、少中傳へて、君の徳、  
忘れ、幸々

一 宝曆四年、熊本の城、二九乃内、少中學校を建、  
文を学、少中、時習館、名付、一族長、長尾  
忠矢、英、秋山、信守、定改、を教授、と  
訓導、白溪、阿、十、留、武、意、  
を、玉樹、西、樹、名付、武、意、の、正、を、分

夫、小、師、阿、之、敬、後、六、拾、年、及、一、年  
中、少、中、傳、を、名、の、年、若、人、を、培、こ、し、よ  
お、て、文、武、の、才、を、培、ひ、め、て、内、の、才、を、考、へ  
を、培、養、せ、し、名、付、館、中、小、お、し、は、是、成  
若、し、て、才、を、考、へ、し、て、し、農、高、し、り、を  
俊、秀、せ、し、名、付、館、中、文、を、事、と、や、り、名、付、館、中  
宝、曆、五、年、七、月、七、日、名、付、館、中、入、せ、し、定、改  
孝、徳、を、傳、へ、し、早、而、文、武、の、師、を、培、養、せ、し、り、を  
是、不、し、り、り、少、中、傳、を、例、せ、玉、園、の、年、の

始は必入て海軍を考へせし也又冬末初の首途  
花御室の初めは定也城をうててつたふきり不  
学校へせしふ新自主初て海軍を考へてつたふ  
ふ人との誰ふをを願ふらんやこれ海軍の  
聴元をとも年月小敬をひて下をとも成りて  
久れく堂房十五月主初てうりてつた  
を建ててをを海軍とてつた明閃を考へ君  
自く先を海軍の所せしふ考へ書きひてつた願  
せし月之三六の口海軍へ海軍を考へ海軍を

家老一人必席小隙し忠英政はせしれつた後は  
是を後教と定む備以書はし目付を人々  
いつ波母必一人家老へ西席小列生は老臣  
嫡子以下皆小面して海軍を考へてつた入其  
使番指揮へ威儀を正しつたつたつた  
つた海軍の座小艦を没あり君介せし  
海軍を徹しぬを君考へつたつたつた  
臣下の列してつたつたつたつたつたつた  
告ふ其面を考へつたつたつたつたつた





刑官大辟の五刑より異罪同罰合て三  
條也漢の相國蕭何九章を造り罪の輕重  
細微を分ちる方樂の十二律の別を定む  
亦和をさしそふて律を名給て起る  
歷代損益はいろいろと大槩は九章より  
とてり近代友は大明律を程律と  
稱す

本朝公家の世治属は藤原系和律十卷  
と作るは後武家の世より律を廢して

何の國の條を固指しては刑を裁

藩は刑刑追放の二刑をて盜石の初犯を

<sup>唐の</sup>追放より郭外方或里或畿郡と濟

禁酒を直の法別して一旦懲息し然るに

とと極心の地は衣食の便と美よりは

切りにて維命惡と悔改せんを欲するもの

似て不悔するの憂を其事なく盜心を覆

せし取去る地の害となるものありは

復たてて惡を懲りて害をせんや



唯國本に於て害の變を遷すものなり是  
善の水を治る隣國を以て壑とするは道  
を以て終れど功犯の死を宥む再犯の死に處  
せしむるは、一とてわが事を事の再犯と刑罰  
變より身内則是と寄ふ隙也て殺せしむる  
や斯くも深及彼ふ罪也とて以少なりとせざる  
事を治るは是舊典也とてと平治を以て  
此は終極の情不粗詰之處也とせざる  
事阿の地おれとて君度君命とて華んやと

漢に仁不裁氏と恤の徳封内お布くや  
水に石朽の善改とて一蓋今綿密の律  
と作やむ國を施さるやとて災いを以て  
よとて忘るは終るは也とて一は子  
先の大罪を赦ししめては餘の類推して  
巨魁やといとて放て國釋するやとてはる  
の職を列せ加ふ人の刑に増損し是を  
簡易よとて是も數條とて水滌し誓願  
して執政の府におまはるとて終るは

奉天明律の樂は伏々後の君子に候  
之爾

寶曆七年甲戌五月 榎橋貞頼首謹言

一 此塚平左衛門曾祖地平萬吉掃部に於て九代  
越前の君ありしを君仲父祖妙解院慈  
利君にす豊永承あるを時隆家人は城守  
の光九以曾子小治無く之武五より了を信し  
ては取領武田右衛門少後が掃部七世左衛門  
光九君家始より甲辰後光尚君よりこれ

一 ことより怪初より多不慶安三年<sup>吉</sup>岩橋萬  
國少河より孝多以守殿岡元より山右方以外より  
より少ええんして其とのとりありて岡元をすり  
孝多より四年去河より少信より棄りて其より  
山右衛門を承りたて御遺より格禱の涙をかき  
山右衛門をかく中より少信より少信信より少信  
今始よりしては跡のみことあり少信死  
りて之を承りて其より少信死はる事のは  
たと地中に生るんとして其身をのみそき

江戸下りぬるに、関をたてて、比叟の老屋より  
大寺宗家者、指口比叟と云ふ、此城守中、其子  
石家、今度卒云、何うて、此世継とけなく、上  
まゝ、今度と来、去、指、たて、て、は、叶、あ、ま、ま、と、  
下り、中、あ、ら、い、と、衣、取、高、と、云、侍、を、江戸、  
岩、下、書、房、た、と、云、く、と、あ、く、少、中、と、い、は、れ、れ、と、  
因、い、は、く、と、あ、ら、い、も、あ、ら、い、つ、る、職、務、と、云、お、と、  
なく、初、め、今、と、云、事、果、然、と、云、て、其、妻、四、年、有、  
女、四、歳、の、言、院、寺、所、心、解、院、が、い、様、切、て、中、意、を、

送り、道、立、ふ、任、せ、不、任、を、子、供、あ、ら、い、と、云、  
世、為、後、安、三、百、石、後、加、増、と、云、て、お、お、お、と、云、次、神、  
多、事、後、い、と、云、事、を、指、指、石、が、い、君、の、は、家、で、  
つ、せ、い、ひ、と、云、事、を、指、指、石、が、い、お、お、お、の、は、い、と、云、  
く、と、云、い、お、お、お、い、い、と、云、く、と、云、宣、應、三、年、七、  
月、お、お、お、お、大、事、の、お、お、い、ひ、と、云、事、を、い、  
一、云、の、は、お、お、い、ひ、と、云、事、を、い、ひ、と、云、事、を、い、  
中、意、を、指、て、家、を、お、お、不、任、を、か、と、云、子、  
お、お、お、お、い、の、政、事、と、云、事、を、い、ひ、と、云、事、を、い、三、

十年より君の命を知りて身を了す事  
作らざるの事なり。事功の如くも  
諸君の<sup>任</sup>終極の事とは此國の政事であら  
ばの事見ゆれば必し然りと云ふ

一 宝曆元年の以ふや鄭外の角井といふ支那醫者  
寮と建て再々館を石州<sup>紫雲院</sup>和六年  
郭内<sup>中</sup>の村井外  
岩原屋と牌し、願此の醫者とする所  
又醫業の味を以て及ばざるは内  
の醫者を度  
年、療治せし内、大病者病の醫業と書す

此の病は只一人歎き云く一月毎に必し醫業の  
味の許ふ送るなり。かきんく是より醫牌  
も亦く書稿とて人の業を願ふ事なり。又  
相又醫道と学んたる薬業の中、何れを  
了して建部といふ支那薬園の如く  
滋養の如く、同くの薬業といふ事なり  
却して是皆仁意なり。わが民の病  
救へん為なり

一 此國の如く、遠くより月書といふ事と云て

昔より人々の内務と沙汰を又君國  
に任せしむるにありあはる形を仕とてその  
江戸も五里を家におのゝ居たりて家の中  
の業討と病家おたして中成ふをててて  
事の際もててててててててててて  
とて城にお居居るててててててて  
より家先なるあふたてててててて  
沙汰を業のてててててててて  
月書とてあり毎おりてててててて

所まゝててててててててててて  
皆居るが中へてててててててて  
とてててててててててててて  
事のててててててててててて  
はは國の仕と改りててててて  
是とて家の中へてててててて  
てててててててててててて  
てててててててててててて  
ててててててててててて

かして遊ぶ事常ふ事

一 世に於ては、  
奉行役と由緒の意旨を以て、  
形を以て、  
初め、  
世故の、  
法田形物、  
とのをを

法勘定郡村、  
之の、  
局と、  
との、  
京本、  
度、  
家、  
御、  
沙

若く大のり必君小にて少少とていふ六  
家老裁判に家老希老のたが大目付奉行  
のたが目付奉行あり家老の諸届は侍  
没所奉行も根元ありいふと物書は形  
いへ奉行交々書ひ寄付の職員唐土  
の園遊もは天下改改せ給ふも世世  
有くそんまはりいふも有月位  
いふも形乃とてくおん世世とては成の  
行の改定とていふも今人のいふとてい

改事多かり申中世を志あり申物法に世世  
石を依りて侍之法いふ文を爲成はし  
家老とていふ別奉行役と命とて果し  
て成かけし法は奉行おまていふ  
子石成りて役科或る石とて三年の  
少く申老く申り又南地も定まる  
石の侍も陰徳院殿のいふ侍君の  
いふ侍もいふ納人の事ありていふ  
いふ侍もいふいふいふいふ

此れを大々大引ぶして穿せしむるは其意  
又或は此の如くを掃き除く一室ひたし  
夫を掃き除くふしや中世の如くもよく  
白事とせしは付くは此れを同じくは  
よむ中少人と見せしむるは怪祥逆存  
せしむる種々後科其意の如くは  
かゝ後世に於ては三百年程は神古  
そして九百年にふかしくは  
いふは其意を以て祥逆一は此意の如く

賜りてやとせしむる改正の如くは  
此國少は平吉意の如くは名大形度量  
あま少物言を身にかまては  
人の意固ひ撰て空ち小禄の如くは盛衰  
少くはたよりきん者は少く及ぶ  
仁徳田法を少くは農長を少くは  
少くは少くは少くは少くは少くは  
農と司りしは後世に於ては少くは  
挙てりしは少くは





用存ひ五世の福をうゝく可き用ひ又若功  
号より子孫不肖より不交難くはるをハ  
ゆりのを致して扶持し石仕ひを以て數年て  
可くくくく功成條の提えりせしめを在  
のよむればさくさくさくさく改めしとさく  
ヤ

一 右の條定りては是又安永年より以來以枝  
官をされたる家は親及はし又親とる  
家とつゝ歳子の以快いふ及るは文學武藝の

程と書爰封書して世にありたる文の習と  
子の方能とさう板群の者新編にて成成せ  
つてすして親のまゝ終りたる所取揚は  
望みたる石の交を九百石八百石を程ふ法に  
しひはは初懲者としゝ家仲の子背懸は  
初め守りて色し大方文學不疎く以て  
二ふふし取異は極めりし時お醫師馬成は  
板屋とて専らなるもの者にて世に  
とる皆厚年とさうり子不肖より業

只ふ口米を乞はれ置て學べりぬと申して  
上達せざるはして福をかゝる或は親と居るを  
培成りたるは家務を修く日親乃福と信じて居  
つるとあり勢其醫事以制を命といへり然り  
父の心也といへり此は毛中と家業は修く勵  
まらる

一 家中の古男子なりて人の子を養ひたる也  
と云ふ事ありて是よりいへり古男子の家を修む  
といふ事ありて是よりいへり古男子の家を修む

何れ老后家中小傳一と曰

古席以て養子預書付を達して種預を色  
に依りて養方より此世に服以預を伴ふは  
何方に達するに実方と指し別入養子養親  
本と成り一度父子の契約しつゝ此上の病  
氣よりいへり容易に実方と返さるゝといへり  
るに及ばざるは向後養子病氣を治す  
と種と成りたるは一方書付より此世に服す  
因に種成り難しと成り右に及ばざる

双方不書付を以て違ふ事

六月日

是と人縁を辱くせんとの事多し下は南  
園へ迄方を暇としり又葦子お娘と何と  
しるふいふこととあるんと思ふよ今  
天の君もいふなり 如違へばくらお禁め  
申すことかしく内身と義の家の事を思  
久しゆ和五平者伝傳中いふ事

男子等々葦子へお給ふ今と心得

娘と嫁妻が仕度候はるお預事候は  
右に遊ばせしむる遠く候しるは  
以て葦子等子に仕度候はるお給は候  
友配方とこのお給は候と

昭和七年六月

一 往々定寶四年の母お舟の子家考を續又  
他の葦子へとてし事と程候は  
と義の御決定候はるは  
母お舟とててお給は候はる

沈氏世々君不使小思以宣慶六年家中  
少命一少不吉老臣傳一曰

母出奔波一終未不吉之子訪住居而

紅豆服初少之右一終不吉其配者去須

一終不吉誰城之他一終不吉其配者去須

但母家女多一終不吉其配者去須

一終不吉

右通定年記

公義即獨有之少中一終不吉及沙流流物交

法觸要面之大思之趣而家中一而

一概不右通一終不吉其配者去須

右父母之子供始末一終不吉

細書其終不吉之配者去須

一終不吉其配者去須

之後宣慶六年不重神

公我人向後母出奔波一終不吉其配者去須

他一終不吉其配者去須

以上私記其終不吉之配者去須

けり

一 民の祖後冬如今<sup>今</sup>は二年乃月十三の元納めを  
下流の年七月を納めて負ふ事一也  
今より民の俗を正すはさうさうも道に  
はかたきを春夏の種をおのづまの不用い  
七月よりて俄に冬入んとはれはと叶はぬ  
重冬冬ふ事いと減ふ事冬よりれば冬  
か上下のちやみ成れば家暦年定て  
之本の内も減ふ納めさるり凡民乃は

物の改りたるをけむの習ひ減ふ今迄の科  
ちり多きを減ふ事いと減ふ事冬よりれば冬  
ふんを上下思ひかひいふ事と後には例の種  
程く減る折柄をさす也鬼才自においむ事を  
ふくや安ふ事いと減ふ事冬よりれば冬  
程を減ふ事冬よりれば春も後成れば民の  
心長閑なりて一也一耕一耘に業を勤め  
り是亦や始末をいふて減の仁政をいふ  
と云ふ事

一 宝曆七年の改設の條目を授意するに  
 是れを以てして之を以て是れを是れを以て  
 らるるなりと云ふは、其の成り事を見れば  
 之後のとの封へ深く秘し、其の不改す  
 べしとの小の先是と云ふは、又其の不改す  
 べしとの事、其の不改すべしと細く傳へ  
 たり、其の不改すべしと不改すべしと云  
 を知りて、其の不改すべしと不改すべしと云  
 一家中の之を悟動と云ふは、其の不改すべしと云

と云宝曆七年丑の年、任所も是れを以て、其の不改すべしと云  
 傳へて曰

谷葉六月朔より、其の不改すべしと云、其の不改すべしと云  
 の不改すべしと云、其の不改すべしと云、其の不改すべしと云  
 其の不改すべしと云、其の不改すべしと云、其の不改すべしと云  
 其の不改すべしと云、其の不改すべしと云、其の不改すべしと云

一 今と云、其の不改すべしと云、其の不改すべしと云、其の不改すべしと云  
 同光日近、其の不改すべしと云、其の不改すべしと云、其の不改すべしと云  
 其の不改すべしと云、其の不改すべしと云、其の不改すべしと云

一 國一 有違出以上

四月

覽

私改何後去其月期乃有五月晦日近日  
勅又上隔日臣等知內書勅一百一十母憐  
勅法又上報一候中日致裁日不系法又  
忘中為何日出勅不係

一 何月裁日為江戸法長九指是為月裁日江  
戶主任為前之山軍公或之之指是為勅也

何月裁日江戸之指是為月裁日此許之主任  
何月裁日勅法為五月何月裁日內上振之

一 為年何十歲之裁日

一 為秋有之年年月日

一 嫡子孫子何之何某當年何歲在成中何

一 穆古事何之何之何弟之才子之何男被

一 西掛之法也之振之

一 右海軍府以上

一 為年六月

一 何之何采判





とて妙解院殿受領とありし初め何れも  
志願す遊より支より以東百餘年とありふ文  
庫小納めると君の所為なりしは其忠を以  
て遊よりてその用より以是をくくふなり  
経界と云ふんは遊とも何れもくく換地也  
海より及んてくく田の廣捷と云ふくく  
たのくく田くく田海經院所とて以遊不可  
ありあり命くく海經院所巡りて沙汰され  
とてくく廣捷領ありて室曆七年より初め

明治年と十三年の星野を以て遊事とて  
くくくく田を經界所とて租税をくく畔を  
おはりの廣捷とありし也

一 經界と云ふは田島乃<sup>教</sup>田島と定めたりとの事  
とては云ふ事一經界と云ふのはくく田島  
礼延彦氏を以て田と擇取して頻りに田と  
はくく田島乃<sup>教</sup>田島と定めたりし  
難波及しはくく田島とてくく田島乃<sup>教</sup>  
成りたりはくく田島乃<sup>教</sup>田島と定めたりし

乞ふ世法也来者なりや 右境界と云はば  
今十年候の中を以て一は形は小玉程に  
中と元来二列の百粒ありけり家名  
はる長病をうし務成りしれ 世帯漸進し  
多かり力なきに方なり 田能と言はば又變  
りて小粒も家名も取らざる作のりなり  
は後方と作のり 買んは是を以て  
多し及之候も公家と云はば自然に  
田子入りて方角悪く候中なりけるなり

取替少く成候にやりの水飲百粒なり  
おのゝとの右身小百粒あり言はば  
田能又箇介する田畑の畝数を以て  
取るに法を備へての田も小買取を以  
て合はば法成るなりと云はば  
餘分を得事なれど心は  
是れ大小の百粒安らざるなり  
田舎の豊凶家名益多かり候に  
事なりと云はば 田舎の法なり

方上を以ては中々殊なる事成すべ  
後唐の治めは唐より二部は新代は兩  
人より部内は新代は唐と推二人は部の歴史  
少も法部内のみ一切は唐一人は城り小  
居り治る人文化して教むことと後部方は  
明は唐より十部は新代は二人とも第一  
切の事と成るる乃至は法部治り刑  
法部は法々々四方の世法をすべし事なり  
部は人より部内の改改の事常より無きなり

然れば教内唐事なりと第一獨地也  
改改部唐の昔より唐なりと改改部  
居り唐なりと古事なりと則ち唐なりと  
少の部治りて國唐なりと申すもの唐なり  
事なり也

一 廣唐公事の條より領口より領口と租税の内と  
租税の條より領口より領口と租税の内と  
〜 領口より領口と租税の内と租税の内と  
領口より領口と租税の内と租税の内と  
領口より領口と租税の内と租税の内と

納の重せしむるに數九十七と云ふ未だ思ふが如  
 下を述べて百姓を以てその内を思ひしむる  
 指して世念不納並に凶年にして不及年  
 後々麦の實のりふと思ふ中々を以て其秋  
 種之を交支と云ふ種と云て民の之を救ふ  
 又米乃價高く商人若む母を慰の屋  
 の事と云り也一何れも也一を以て云り  
 兵のりされば王師乃は天下を以て其  
 可くやと此の民一人を憐れむるものなり

一を指して其物と云は種を以て云り  
 種河を以て米と云り之節に民の能く  
 又世を以て云り之を以て成りて種  
 細言を以て云り

一は世を以て云り之を以て民の之を以て  
 云り之を以て云り之を以て云り之を以て

米を以て云り之を以て云り  
 穀物を以て云り之を以て云り  
 米を以て云り之を以て云り

蕎麦田拾式存余 浪發拾英自

浅き方皆及松葉余

右大洲外 甲辰兩年分

斯くも善て田細きとちりたりたるを拾はらむ  
よむとて國府の備白川のより小原屋より  
子へふす下司をつきて彌と煮させ給ふ起り  
若病はとのりてと醫牌より葉とほす  
そくは料と右負敷の外なり

一 外内の山を司る者本と種（兼地は昔より堤を

事なれども年ふたりはるハ堅く種もは  
なつとちりなり 水造昔と坐房と  
不侍忽て裁候の道不あ とうなる  
百十是命 一ひをれ純（をお巡りて  
去地を記し其の事とて 一を居たを  
道と細ふ教諭 一を皆く生  
又城なり 初て道まは奔たふを御の  
空地へまは指種をく種をまの役人  
司り 一を六年と起りて國府の助と



とあるを不慮に事なりを在横濱にあり  
其無ふより以て下の段方より内なるを振  
り返すゆへにこれを以て後人を知るは伏  
せしむる市世に内意なりと云ふ者ありて  
あつては其知並に事

一 藤を好むては藤中をふるむを云ふは物  
なきを遊ぼうをねと物を出しては所信乃  
坊は成りん事を思ひては信の志をとも  
なはとくなくは信をふるむを云ふ事と必

時序をひくかりしを田畑の内入すべし  
又取らざる月の 侍堂不めんことこの村  
がまの山原をまひしも物違ふは只第一腕  
少くもえんまは必するはと云ふは  
いふのふまふまをいふはと云ふは  
このまは耕をまのまは遊不行道ひま  
君を知はしと云ふは有るまは狩り  
まは遊ひまを遊ひ誰まは及ふは  
まは遊ひまを遊ひ誰まは及ふは  
まは遊ひまを遊ひ誰まは及ふは



春の柳をよめるより秋の實のつゆをよめる  
皆余余ふ少なりて喜あせ路をりては世  
家中を制するに實唐十三年老唐海に  
曰

春の成長のつゆをよめる  
男あふは年をたせしは古の道に  
なりしをよめる  
作方の障をよめる

遊は事よはは右に  
よはは細をよめる  
達筆

三月十九日

一 國侍のつゆをよめる  
男あふは年をたせしは古の道に  
なりしをよめる  
作方の障をよめる

公系君年をのほ天保七年年の價鷹をふ  
しに江戸に結実をせしを解ふのたむをせりて  
おきりしり公系は家中のしをせりて  
りりるおしを君のを急の社務をせりて  
事をりたる也

一 侍の空馬持よりとの公系所領所をて侍  
より料をせりて公系提領のたむをせりて  
との公系のたむをせりて公系  
馬をせりて公系を  
又公系

公系は江戸料をせりて公系  
馬をせりて公系のたむをせりて  
のたむをせりて公系  
年のたむをせりて公系  
公系のたむをせりて公系  
馬をせりて公系  
公系のたむをせりて公系  
改を提領より公系のたむをせりて  
公系をせりて公系

如きは要補定り而進、民も善く之を成すと  
て悲願なり、神話の如しの事を思ふ候ふ  
降るん中なる、立寄る所を来、各地に氏  
の、いふ所を、いふ所、いふ所、いふ所、いふ所

徳徳編卷之二十終

